平成２９年６月２日

法定相続情報証明制度の創設について

三重県土地家屋調査士会
桑員支部　水谷　公孝

第１　法定相続情報証明制度が出来た理由、背景

「平成２８年６月３０日法務省民事局「法定相続情報証明制度」（仮称）の新設について」から

①東日本大震災からの復興の障害になったことで社会問題化した
「所有者不明土地問題」
②「空き家問題」
→　**相続登記未了**が上記問題の大きな要因の１つとされ
法務省は相続登記を促進する新たな制度として、
「法定相続情報証明制度」を新設

相続手続きの現状（課題）

①　相続が発生した場合、不動産の相続登記は後回しにされ、預金の払戻しが比較的早期に行われる傾向
②　相続手続きで要求される戸籍関係書類を全て取得し、それぞれに提出しなければならない
③　同じ被相続人に関して複数の金融機関等で重複して戸籍関係書類を読み解いて相続人を特定する手間がかかり、膨大な社会的コストが発生している

「法定相続情報証明制度」の新設による効果

①相続人の相続手続における手続的な負担軽減
（・重複して戸籍関係書類を取得する手間の省略
・戸籍関係書類を読み解いて相続人を特定する手間の省略）
②「法定相続情報証明制度」を利用する相続人に不動産の相続登記の直接的な促しの契機を創出
（預金の払戻しのために、法務局に法定相続情報証明の申出に来た相続人に、不動産登記を促す）
→　相続に係る相続登記が未了のまま放置されることを抑止し，相続登記が促進される。

これまでの流れと今後の予定

・平成２８年６月に相続登記の促進のための制度が閣議決定

・平成２８年７月に法務省よりプレスリリースで発表

参考資料　法務省民事局「法定相続情報証明制度」（仮称）の新設について（取扱い注意）

・平成２８年８月～１２月　「相続登記促進協議会（法務省　日司連　日調連)」において協議

・平成２８年１２月２２日　不動産登記規則一部改正のパブリックコメント

参考資料　不動産登記規則の一部改正（案）に関する意見募集
不動産登記規則の一部改正（案）の概要

・平成２９年４月１７日 不動産登記規則の一部を改正する省令公布
同省令の施行に伴う不動産登記事務等の取扱い について（通達）
〔平成 29 年 4 月 17 日付法務省民二第 292 号〕

参考資料　日調連　「法定相続情報証明制度」の創設について（参考送付）
官報　不動産登記規則の一部を改正する省令
不動産登記規則の一部を改正する省令の施行に伴う不動産登記事務等の取扱い について（通達）
法務省ＨＰ　「法定相続情報証明制度」が始まります！
「法定相続情報証明制度」チラシ
～「法定相続情報証明制度」について～

・平成２９年５月２９日　不動産登記規則の一部を改正する省令施行
(「法定相続情報証明制度」が全国の登記所（法務局）で運用開始)

第２　制度概要

・誰が申出できるのか
　→　相続人（代襲相続人・数次相続人を含む）

申出人（規則第２４７条第１項）

表題部所有者，登記名義人又はその他の者について相続が開始した場合において，当該相続に起因する登記その他の手続のために必要があるときは、その相続人（規則第２４７条第３項第２号に掲げる書面の記載により確認できる者に限る。）又は当該相続人の地位を相続により承継した者（数次相続人）

→　被相続人は、不動産登記名義人でなくてもＯＫ

※　パブコメで意見があった遺言執行者などは、明記されなかった。

・代理人になれる者は

代理人（規則第２４７条第２項第２号）

・申出人の法定代理人

・委任による代理人

→　親族

若しくは戸籍法第１０条の２第３項に掲げる者（司法書士，弁護士，土地家屋調査士，税理士，社会保険労務士，弁理士，海事代理士，行政書士であり，各士業法の規定を根拠に設立される法人を含む）

・どこの法務局に申出するのか
　→　平成２９年５月２９日から全国の登記所（法務局）で運用開始
　　ただし、下記の管轄あり

申出先登記所（規則第２４７条第１項）

被相続人の本籍地若しくは最後の住所地

申出人の住所地　→ｃｆ　×申出人の本籍地

被相続人を表題部所有者若しくは所有権の登記名義人とする不動産の所在地

Ｑ 利用目的が不動産登記手続き以外である場合、不動産の所在地を管轄する登記所に対し申出をすることは可能か

→　可能である。利用目的により区別されない。

・申出方法は

→　上記管轄の登記所（法務局）窓口へ出頭か郵送（通達）

（ｃｆ　オンライン申請はなし）

法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出

（１）　申出書の記載事項（規則第２４７条第２項）【別紙様式参照】

①　申出人の氏名，住所，連絡先及び被相続人との続柄

②　代理人によってする場合には，当該代理人の氏名又は名称，住所及び連絡先並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

→　代理人（規則第２４７条第２項第２号）

・申出人の法定代理人

・委任による代理人

→　親族

戸籍法第１０条の２第３項に掲げる者（土地家屋調査士，司法書士，弁護士，税理士，社会保険労務士，弁理士，海事代理士，行政書士であり，各士業法の規定を根拠に設立される法人を含む）

③　利用目的

・相続手続きであり，その提出先が推認できることを確認

（例　□不動産登記　□預貯金の払戻し　□その他　　）

④　交付を求める通数

・利用目的に鑑みて合理的な範囲の通数

⑤　被相続人を表題部所有者又は所有権の登記名義人とする不動産があるときは，不動産所在事項又は不動産番号

・複数ある場合は一つのみの記載で足りる。但し，不動産所在地を管轄する登記所に申出をする場合には当該登記所の管轄区域内の不動産所在事項又は不動産番号を記載する必要がある。

⑥　申出の年月日

⑦　送付の方法による法定相続情報一覧図の写しの交付及び添付書類の返却を求めるときはその旨

ｃｆ　受け取らない場合は、申出日から起算して３か月を経過したのち、廃棄して差し支えない（通達）

Q 保管等の申出は、相続登記の申請と同時にすることができるか

→　可能。但し、窓口に持参したときに、その旨を申出て欲しい。

郵送の場合も、その旨の記載をされたい。

内容としては、登記を先に審査して欲しいなど。

Q 返却を送付で求める場合は

→　配達記録が残るものが良い。ex レターパック　ゆうパック

一覧図の写しの交付等

登記官は，申出人から提供された申出書の添付書類によって法定相続情報の内容を確認し，その内容と法定相続情報一覧図に記載された法定相続情報の内容とが合致していることを確認したときは，一覧図の写しを交付する（規則第２４７条第５項前段）。

申出の内容に**不備**があった場合

ア　添付された法定相続情報一覧図の記載に誤りや遺漏がある場合は，当該誤り等を訂正させ，清書された正しい法定相続情報一覧図を添付させる（申出書の誤りについても同様）。

イ　添付書類が**不足**している場合は，一定の補完期間を設けて添付を求める。

→　補完されない場合の取り扱い

ⅰ　申出人又は代理人に申出書及び添付書面を返戻する旨を通知するとともに窓口での返戻には出頭を求め，送付による返戻を受ける場合には必要な費用の納付を求める。

ⅱ　上記に応じない場合には，申し出のあった日から起算して**３か月**を経過したのち，当該申出書及び添付書面を廃棄することもある。

参考　法定相続情報一覧図の保存

①法定相続情報番号の採番

②法定相続情報一覧図の保存

法定相続情報一覧図をスキャナを用いて電磁的記録として保存

法定相続情報番号，申出年月日，被相続人の氏名，生年月日，最後の住所（最後の本籍）及び死亡年月日を電磁的記録で記録

法定相続情報一覧図つづり込み帳

→ 新たに創設されたつづり込み帳である(規則第１８条第３５号)。

法定相続情報証明の保管及び交付の申出に際し法務局に提出された法定相続情報一覧図はこのつづり込み帳に記録され、当該記録に基づき認証文が付された法定相続情報証明書が交付される。

法定相続情報一覧図つづり込み帳の保存期間

→作成の年の翌年から５年間(規則第２８条の２第６号)。

↑

パブコメでは、この期間が短いあるいは長いという意見があったが、

当初の５年で決定された。
↓
５年の期間内なら再交付や変更の申出が可能。

添付書類

・どんな書類が必要か

→　申出書の他、次の書面の提出が必要（規則第２４７条第３項）

①　法定相続情報一覧図（←注　登記所は作成しない）

②　**被相続人**（代襲相続人がいる場合には被代襲者を含む）の出生時か　らの戸籍及び除かれた戸籍の謄本又は全部記載事項証明書

③　**被相続人**の最後の住所を証する書面（住民票の除票・戸籍の附票）

④　相続開始時における同順位の**相続人**の戸籍謄本，抄本又は記載事項　証明書

注）被相続人の死亡（相続発生時）以後に発行された謄抄本である必要がある。尚、抄本が望ましいが、もちろん謄本でも可能である。

⑤　申出人が相続人の地位を相続により承継した者（**数次相続**）であるときは，これを証する書面

⑥　申出書に記載されている**申出人**の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該申出人が原本と相違ない旨を記載した謄本を含む）

※申出人の本人確認書類（通達）

ｅｘ住民票記載事項証明書
（住民票の写しと違い希望する項目のみの証明書）
運転免許証の写し
（申出人の署名ないし記名押印した原本証明が必要）

ｃｆ法定相続情報一覧図に**相続人**の住所を記載したときは、
相続人の住所を証する書面（住民票の除票・戸籍の附票）

注意）相続人の住所の記載は任意的記載事項となっているが，その後の金融機関等へ手続きでの利便性を考えると記載した方が良いとも考えられるが、個人情報保護の観点から、相続人の住所の記載の要否は関係者に事前に確認すべき。

⑦　代理人によって申出をする場合の代理権限を証する書面

法定代理人の場合は（通達）

（ア）親権者又は未成年後見人
申出人たる未成年者に係る戸籍の謄抄本又は記載事項証明書

（イ）成年後見人又は代理権付与の審判のある保佐人・補助人
後見登記等ファイルの登記事項証明書
（保佐・補助は、代理権目録付き）
→　保佐・補助の申立時に代理権に入れるか要確認
（ウ）不在者財産管理人・相続財産管理人
選任審判書

委任による代理人の場合は（通達）
（ア）親族
申出人との親族関係が分かる戸籍の謄抄本又は記載事項証明書
（イ）戸籍法第１０条の２第３項に掲げる者
資格者代理人団体所定の身分証明書の写し等
（例　土地家屋調査士会の会員証の写し）
法人は法人の登記事項証明書（**注意　会社法人等番号は不可**）

なお、代理人の権限を証する書面について、原本の添付に加えて、代理人が原本と相違ない旨を記載し、署名又は記名押印をした謄本が添付された場合、登記官はそれらを確認の上、原本を返却する。

ｃｆ住民票等を申出人の氏名・住所の確認書面とする場合は，原本とその謄本を提出すれば，代理人から原本還付請求ができる。

注意　申出人氏名・住所の確認書面である免許証等の原本と相違がない旨の記載は，規則どおり，本人が原本と相違がない旨の記載をする必要がある。

Ｑ＆Ａ

・申出書に添付された戸籍謄本等は返却されるのか
→返却される。コピーの提出も不要で、登記所には戸籍は保管されない。
ただし、本人等の確認資料（運転免許証の写しなど）は返却されない。
住民票を利用したときは、原本還付手続きにより、原本の返却が可能。
（原本証明は、申出人本人が原本と相違がない旨の記載をする必要があるが、住民票は原本とその謄本を提出すれば，代理人から原本還付請求ができる。）

・除籍又は改製原戸籍の一部が滅失等していることによりその謄本が添付されないときは，

→当該謄本に代えて，「除籍等の謄本を交付することができない」旨の市町村長の証明書を添付する。（通達）

・被相続人及び相続人が日本国籍を有しないなど戸除籍謄抄本の全部又は一部を添付することができない場合（過去に日本国籍が無かった場合も含む）は，
法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付をすることができない。
→　相続人中に外国籍の方がいる場合や帰化した方がいる場合は、
利用できない。

・最後の住所を証する書面が市町村で廃棄されているような場合
→添付不要。
この場合は，申出書及び一覧図には，最後の住所に代えて，被相続人の最後の本籍地を記載する。（通達）

・同一の戸籍謄本で確認できる場合
→別途添付は不要（通達）

・代理権限を証する書面について
原本還付は
→可能（通達）
土地家屋調査士が代理人の場合も委任状は必要か
→必要（通達　会員証の写しも必要）
必要な記載事項は　通数などは
→申出書の記載から、被相続人や利用目的、通数の記載は必要と考えるが、
詳細は、日司連のＱ＆Ａ待ち
・手数料はかかるのか
→　無料
※何通取得しても無料なので、事前に必要部数の確認を要する。
再交付の申出ができるのは申出人に限られる。
（相続人であれば再交付の申出ができるわけではないことに注意）

・従来の相続登記申請（戸籍を提出する方法）は出来るのか
→　従来の方法も当然可能
※相続登記の手続きにおいて、法定相続情報証明を使わなければならないわけではない。

注意）法定相続情報証明を利用するか否かは、ケースバイケース
利用するメリットがある例

相続人が多数・転籍が多いなど、戸籍が多いケース
（同内容のものを再度取得するのに手間がかかる）
離婚や非嫡出子などのプライバシーを守るケース
（相続人の続柄は「子」の記載でよい）

・法定相続情報一覧図の写しを提供して戸籍等を省略することができる申請・手続きは（通達）

１ 一般承継人による 表示に関する登記（法第３０条）
２ 区分建物の表題登記（法第４７条第２項）
３ 一般承継人による権利に関する登記（法第６２条）
４ 相続による権利の移転の登記（法第６３条第２項）
５ 権利の変更の登記（債務者の相続）（法第６６条）
６ 所有権の保存の登記（法第７４条第１項第１号）
７ 筆界特定の申請（法第１３１条第１項）
８ 地図等の訂正（規則第１６条第１項）
９ 登記識別情報の失効の申出（規則第６５条第１項 ）
１０ 登記識別情報に関する証明（規則第６８条第１項）
１１ 土地所在図の訂正等（規則第８８条第１項）
１２ 不正登記防止申出（準則第３５条）
１３ 事前通知に係る相続人からの申出（準則第４６条）

・商業登記の申請において、例えば合名会社等の相続による社員の変更の登記の申請書の添付書面として、一覧図の写しを添付することが出来ると考えるがどうか
→ 可能である。尚、供託手続きでも利用できる。裁判手続きは、不明である。

・法定相続情報一覧図は、申出をした登記所に保管されているので、相続登記の申請を当該登記所にする場合には、戸籍等の提供は不要という取扱いでよいか
→ 相続登記の申請においては、一覧図又は戸籍謄抄本の添付は必要である。
注）一覧図に相続人の住所が記載されていても住所証明書の添付は必要。

・法定相続情報一覧図に相続人の住所が記載されているときは、相続登記の申請において、相続人の住所を証する書面の提供に代えることができるか
→ 一覧図は戸籍の代用であり、住所を証する書面は必要となる。

・この手続きにためだけに職務上請求用紙が使えるのか
→ 法務省の公式文書は、まだない。
登記等の業務を受託していれば、職務上請求で取得した戸籍を利用する。

・職務上請求以外で、傍系血族の戸籍等を収集するための手段は
→　依頼者からの委任状と市町村所定の用紙で取得できると考える。（未定）
職務上請求を使えない場合は、戸籍の送付先が、事務所ではなく住所地となるのがデメリット。

・証明された法定相続情報証明には有効期限があるのか
（発行されてからいつまで使えるのか）
→　有効期限はない。
（相続登記申請時の戸籍等と同じ）
ｃｆ保存期間は、作成の年の翌年から５年間（規則２８条の２第６号）

・金融機関等には話が通っているのか（手続きはスムーズにいくのか）
→　平成２９年４月１２日付けで、法務省民事局民事第二課より一般社団法人全国銀行協会宛に、通知されている。
→　三重県内の金融機関には、津地方法務局から平成２９年５月２３日に説明会が開催され、基本的には法定相続情報証明も利用するとの回答だったが、一部の金融機関では、提出する戸籍等の有効期限を発効日から６ヶ月等の内規があるところでは、法定相続情報証明の申出の際に添付する戸籍等に有効期限がないため、使えるという回答が保留になっていたり、内規の変更が必要なところもあり、事前に提出先に確認した方が良い。

・現在作成している「相続関係説明図」の記載事項と「法定相続情報証明」の法定相続情報一覧図の記載事項の相違点は
→**【別紙記載例参照】**
・被相続人の本籍地は必要的記載事項ではない。
※　当初、最後の住所と本籍を重複して記載した場合、本籍の削除をもとめられたが、後日、補正対象ではないことと回答あり。

・**数次相続**の場合は別に一覧図を作成する。
・申出人及び作成年月日を記載する。
（当該相続人の氏名に「申出人」と併記することでＯＫ）
・被相続人及び相続人を**単に列挙する記載でもＯＫ。**
・続柄の表記については，**配偶者は単に「配偶者」**，子であれば「子」
（ｃｆ夫・妻・長男・長女）

・作成代理人の資格の名称と**事務所の所在地**を記載する。
代理人は署名し，又は記名押印する。

記載例　注）印影は、スキャンされるので鮮明に出力されない。

作成日：　〇年〇月〇日 作成者：土地家屋調査士〇〇　〇〇　印 （事務所：〇市〇町〇番地）

・相続人の住所の記載は任意
・代襲相続がある場合は，「代襲者」と併記し、「被代襲者（何年何月何日死亡）」を記載。
・一覧図の用紙サイズは、Ａ４のみ

法定相続情報一覧図の記載事項

（１）被相続人に関する情報（規則第２４７条第１項第１号）
氏名，生年月日，最後の住所及び死亡の年月日
（注意　被相続人の本籍地は必要的記載事項ではない。）

（２）相続人に関する情報（規則第２４７条第１項第２号）
相続開始時における**同順位の**相続人の氏名，生年月日及び被相続人との続柄（**数次相続**の場合は被相続人一人につき一つの申出書及び法定相続情報一覧図の提供と添付が必要）。

Q 数次相続が生じている場合、数次相続をまとめて記載してもよいか
→　一枚の法定相続情報一覧図に数次相続をまとめて記載することはできない。
被相続人ごとに一枚の一覧図を作成し、これらを組み合わせて対応する。

Q 登記申請をする場合において、数次相続が生じており、各々の相続に関して法定相続情報一覧図が作成されている場合、例えば、第１の相続の相続人が第２の相続の被相続人であることを証明するには、一覧図の写しのみでは足りず、別途戸籍謄本等が必要となるか
→　意見の通り。

Q 同順位の相続人中、被相続人の死亡後に死亡した者がいるときは、その者の死亡年月日は記載されるのか
→　記載されない。
法定相続情報は、戸除籍の記載からわかる、被相続人の死亡時点　の相続関係を表すものであるため、数次相続が生じている場合の死亡している相続人についての死亡年月日は記載されない。

（3）作成年月日を記載し，申出人が記名するとともに，その作成をした申出人又は代理人が署名し，又は記名押印する（規則第２４７条第３項第１号)。

【法定相続情報一覧図作成にあたっての留意事項】（通達）

ア　被相続人と相続人とを線で結ぶなどして，被相続人を基点とした相続人との関係性が一見して明瞭な図による記載とする。
ただし，**被相続人及び相続人を単に列挙する記載であっても差し支えない**とされている。

イ　被相続人の氏名には「被相続人」と併記。

ウ　被相続人との続柄の表記については，**配偶者は単に「配偶者」**（ｃｆ夫・妻)，子であれば「子」（ｃｆ　長男・長女）などとする。

エ　申出人が相続人として記載される場合は法定相続情報一覧図への申出人の記名は，当該相続人の氏名に**「申出人」**と併記することに代えることができる。

オ　法定相続情報一覧図を作成した申出人又は代理人の署名等には，住所を併記する。作成した代理人が戸籍法第１０条の２第３項に掲げる資格者の場合には住所は**事務所所在地**とし，**資格**の名称も記載。

カ　**相続人の住所**の記載は任意（記載する場合には氏名に併記する)。

キ　推定相続人の廃除がある場合は，その廃除された推定相続人の氏名，生年月日及び被相続人との続柄は記載を要しない。

ク　代襲相続がある場合は，代襲した相続人の氏名に**「代襲者」**と併記する。この場合，被相続人と代襲者との間に被代襲者がいることを表すこととし，その場合は**「被代襲者（何年何月何日死亡)」**とすることで足りる。

ケ　法定相続情報一覧図は JIS 規格 **A４**の丈夫な用紙をもって作成
記載は手書きでも可能であるが，明瞭に判読できるものとする。

その他　法定相続情報一覧図の写しについて

・偽造防止措置が施された専用紙を用いて作成

・認証文

「これは平成〇年〇月〇日に申出のあった当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。」

＊一覧図の誤り等が補完された場合には，当該補完があった日を申出の日とみなす。

＊不足書面の補完された場合には，当該補完された添付書面の発行日付に関わらず，不足している添付書面が補完された日を申出のあっ

た日とみなす。

＊証明の射程外とされる事項の記載と相続手続以外には利用できない旨の記載がされる

・交付・返却の取り扱いルールは

→登記所窓口での交付

申出書に押印した印と同一の印を申出書の受取欄に押印して交付等を受ける。(印鑑の忘失等の場合は，規則第２４７条第３項第６号又は第７号の規定によって申出書に添付した書面と同一のものの提示を受けることで代替)

送付による交付

申出書に記載された申出人又は代理人の住所に宛てて送付する。

一覧図の写しや添付書類を受け取らない場合の措置

申出のあった日から起算して３か月を経過した後に廃棄することもある。

一覧図の写しの**再交付**

規則第２４７条各項の規定(同条第３項第１号から第５号まで及び第４項を除く）は，**法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出をした者**がその**申出に係る登記所の登記官に対し**一覧図の写しの再交付を求める場合について準用する（規則第２４７条第７項)。

・再交付申出書の提出【別紙様式参照】

・再交付申出の添付書面（規則第２４７条第７項で準用する同条第３項第６号及び第７号)

→　再交付申出書に記載されている申出人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（申出人の原本証明付き）

＊申出人の氏名や住所が当初の申出時と異なってる場合は，その変更経緯が明らかとなる書類を添付する。

→　代理権限証明書

注）再交付の申出は、申出人のみ。

→　他の相続人が利用する可能性があれば、
申出人欄は別紙のとおりとして、別紙に連名で記載する。

Q 申出をした相続人以外の相続人は、再交付の申出をすることができない

とされているが、申出人が当初の申出をした登記所と同一の登記所に対して、申出人以外の相続人が新たに保管等の申出をすることが認められるのか

→　可能である。

Q 申出をした相続人以外の相続人は、交付の有無に関して、照会することができるか

→　交付の有無を照会する制度は定められていない。

法定相続情報に変更が生じたとして再度の申出があった場合

法定相続情報一覧図つづり込み帳の保存期間中に戸籍の記載に変更があったり，当初の申出において確認した法定相続情報に変更が生じたため，その申出人が規則第２４７条各項の規定により再度法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出をしたときは，登記官はこれに応じて差し支えないとされている。この場合は，登記官は，それ以降，当初の申出に係る一覧図の写しを交付してはならない。

この場合の変更とは，死後認知や相続開始時に胎児であった者の出生，法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出後に相続人の廃除があった場合が想定されている。